

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社佐藤渡辺（所在地 東京都港区）に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 1 月 10 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 笠原 光義
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 松浦 千恵
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社佐藤渡辺	東京都港区南麻布1-18-4

2. 指名停止措置期間： 令和7年1月10日～令和7年3月9日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者の石川営業所長は、福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、談合罪で略式起訴された。

5. 措置理由

上記4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第8号口に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所掌の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に 関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる 場合に限る。）が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により 逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第12 号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日 から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヶ月以上12ヶ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヶ月以上12ヶ月以内